

平成 24 年 1 月 10 日

単体検討会議に関連するテーマの 今後の進め方について

1. これまでの経緯

(1) 単体検討会議報告書の受領及びその後の当委員会の審議

公益財団法人財務会計基準機構内に設置された「単体財務諸表に関する検討会議」(「単体検討会議」)では、単体財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取り扱うべきかについて、平成 22 年 10 月から平成 23 年 4 月にかけて、以下のテーマについて議論が行われて報告書が取りまとめられた。そして、平成 23 年 4 月に当委員会は当該報告書を受領した。

基準開発のプロジェクト名	テーマ
無形資産	開発費の資産計上
企業結合（ステップ 2）	のれんの非償却
退職給付（ステップ 1）	退職給付会計における未認識項目の負債計上
包括利益	単体財務諸表における包括利益の表示の取扱い

当委員会では、これを受け、上記のうち包括利益を除く 3 つのテーマについて、平成 23 年 4 月から 6 月にかけて審議を行っている。

(2) IASB のアジェンダ・コンサルテーションに対するコメント提出

IASB は、平成 23 年 7 月に意見募集「アジェンダ・コンサルテーション 2011」を公表したが、このアジェンダ・コンサルテーションへの対応にあたっては、我が国の各関係者が可能な限り整合性のとれた意見発信を行うことによって、IASB に対する我が国の発信力を高める必要があると考えられ、「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」が設けられた(メンバー：経団連、公認会計士協会、東証、アナリスト協会、ASBJ、経済産業省、法務省 事務局：財務会計基準機構、金融庁)。

このアジェンダ・コンサルテーションに関する協議会における検討の結果、当委員会では、当該関係者の意見を幅広く反映したコメントを、平成 23 年 11 月に IASB へ提出した。

このコメントの中で、開発費の資産計上について、我が国の市場関係者の中には、提供される情報の比較可能性や恣意性への懸念から、開発局面での支出の資産計上が妥当かについて再検討を求める意見が強く聞かれることなどから、今後

のIASBで行われる適用後レビューの対象として、適用上の問題の有無を調査し、基準の改正の必要性を検討していくことが必要であると提案している。

また、のれんについても、非償却とするIFRS第3号のアプローチに対して、我が国の市場関係者の中には、企業結合後の成果と対応する費用の観点等から定額償却と減損を組み合わせるアプローチを支持する意見が多く、実務上、IASBのアプローチが適切だったかについて、適用後レビューを実施し、基準の改正の必要性を検討することが必要であると提案している。

2. 各テーマの今後の進め方（案）

(1) 無形資産

- 無形資産については包括的な会計基準を開発するために、平成21年12月に「無形資産に関する論点の整理」を公表し、寄せられたコメントを踏まえ、委員会において公開草案に向けた検討を行ってきた。
- 平成23年6月の委員会では、開発費の資産計上について、下記の3つの事務局案が示された。
A案：連結では資産計上、単体では費用処理（連結先行）
B案：連結では資産計上容認、単体では費用処理
C案：現時点では結論を出さず、当面、連結・単体ともに費用処理とする。
- 開発費の資産計上については、当委員会において論点整理の公表後、2年近く審議をしてきたが、現状では、連結、単体ともに会計基準を改正することのコンセンサスが十分には得られていないと考えられる。また、IASBに対してアジェンダ・コンサルテーションのコメントにおいて、適用後レビューの必要性の提案を行っているところである。これらを踏まえると、当面、現行の費用処理を維持することとしてはどうか。
- 仮に、開発費に関する会計基準の改正を行わない場合、無形資産の定義、認識要件、耐用年数が確定できない無形資産、繰延資産等の他の論点については、基準化を図るか否か、別途検討を行う。

(2) 企業結合ステップ2

- 平成20年12月に企業結合ステップ1の基準改正（持分プーリング法の廃止等）を行った後、企業結合ステップ2について平成21年7月に「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」を公表し、寄せられたコメントを踏まえ、専門委員会及び委員会において公開草案に向けた検討を行ってきた。
- 平成23年6月の委員会では、のれんの非償却について、下記の2つの事務局案が示された。
A案：連結では非償却、単体では償却（連結先行）

B 案：現時点では結論を出さず、当面、連結・単体ともに償却処理を継続する。

- のれんの非償却についても、論点整理の公表後、2年以上審議をしてきたが、現状では、連結、単体ともに会計基準を改正することのコンセンサスが十分には得られていないと考えられる。また、IASB に対してアジェンダ・コンサルテーションのコメントにおいて、適用後レビューの必要性の提案を行っているところである。これらを踏まえると、当面、現行の償却処理を維持することとしてはどうか。
- 以下のその他の主要な論点については、改正を行うか否かの判断を別途行う。
 - 少数株主持分の会計処理及び少数株主損益の表示
 - 企業結合に関する取得原価の算定（条件付取得対価、取得に要した支出の費用処理等）
 - 企業結合に関する取得原価の配分（暫定的な会計処理、偶発負債、企業結合に係る特定勘定等）
 - 子会社に対する支配を喪失した場合の処理

(3) 退職給付ステップ 1

- 退職給付会計については、ステップを二つに分け、ステップ 1 について、平成 22 年 3 月に公開草案「退職給付に関する会計基準（案）」及び同適用指針（案）を公表した。専門委員会及び委員会において公開草案に対するコメント検討を行い、最終基準化に向けた検討を行ってきた。
- 平成 23 年 6 月の委員会では、単体財務諸表における未認識項目の負債計上について、下記の 3 つの事務局案が示された。
 - A 案：期限を定めない連結先行を採用し、単体は当面の間、未認識項目を負債に計上しない。
 - B 案：適用時点における未認識項目の残高（過年度累積分）について、原則は一括計上とする。ただし、一定の期間、（新規発生分も含めて）未認識項目の一括計上を行わないことを認める（一定期間内であれば、一括計上の時期を選択できる。）。
 - C 案：適用時点における未認識項目の残高（過年度累積分）について、原則は一括計上とする。ただし、当該過年度累積分につき、一定期間内の年度の按分額を当該年数にわたって負債計上する処理もできる。
- 未認識項目の負債計上に係る連結財務諸表の取扱いについては、公開草案に対するコメント等において比較的異論が少ないと考えられるため、改正する方向で検討を行ってはどうか。
- 一方、未認識項目の負債計上に係る単体財務諸表の取扱いについては、分配

審議事項（１）

可能額、年金法制等との関係などの理由により、現状では、会計基準を改正することのコンセンサスが十分には得られていないと考えられる。したがって、現行の処理を維持することとしてはどうか。その場合、任意で連結と同じ方法を採用することを認めるか否かは別途検討することとする。

- 退職給付ステップ 1 におけるその他の項目（例えば、給付算定式基準の選択適用など）については、公開草案に対するコメント等において比較的異論が少ないと考えられ、連結・単体ともに改正する方向で検討を行ってはどうか。
- その他、適用時期については、別途検討を行う。

(4) 包括利益の表示（単体財務諸表への適用）

- 平成 22 年 6 月に企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」を公表する際、「個別財務諸表への適用については、本会計基準の公表から 1 年後を目途に判断する。」旨を盛り込んだ。
- 包括利益の表示の単体財務諸表への適用については、その後の議論においても市場関係者の中から強い懸念が表明されており、改正を図ることのコンセンサスが十分には得られていないと考えられる。したがって、当面、現状を維持し、単体についての包括利益の表示は行わないこととしてはどうか。

以 上